

農地制度改正に伴う農業委員等研修会開催要領

1 目的

平成21年12月15日から「農地法等の一部を改正する法律」（以下「改正農地法等」という。）が施行され、各市町農業委員会において、新農地制度の適正な執行に取り組んでいるところである。

農地制度の運用に重要な役割を担う農業委員等に、改正農地法等のさらなる周知・徹底を図り、農業・農村現場で新農地制度が適正かつ円滑に運用されるよう、農業委員等研修を実施する。

2 日時及び場所

県内を3ブロックに分けて実施する。

開催日時	開催場所等	
平成22年2月8日（月） 13:00～16:00	広島会場	広島国際会議場 広島市中区中島町1番5号（平和記念公園内） TEL082-242-7777
平成22年2月9日（火） 13:00～16:00	東部会場	福山ニューキャッスルホテル 福山市三之丸8番16号 TEL084-922-2121
平成22年2月10日（水） 13:00～16:00	北部会場	三次ロイヤルホテル 三次市十日市東6丁目13-25 TEL0824-62-5161

3 主 催 広島県農業会議

4 参集範囲 農業委員会農業委員
農業委員会事務局職員

5 研修内容
新農地制度の適正な運用について